

岐阜県公報

目 次

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

(人 事 課)

ページ

規 則

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年四月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第六十四号

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

岐阜県行政組織規則(平成十八年岐阜県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第二十条第二項中「農政部長」を「第二十四条の表農政部の項に掲げる次長(全国豊かな海づくり大会担当)」に改める。

第二十四条の表商工労働部の部の次に次のように加える。

農政部	次長(全国豊かな海づくり大会担当)	一人	上司の命を受け、全国豊かな海づくり大会の推進その他特に命ぜられた事務について、各部署との総合的な調整を行い、これを総括的に処理する。
-----	-------------------	----	--------------------------------------------------------------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県公報 号外 毎週 (火曜日) (金曜日) 発行 (休日相当るときは翌日)

平成二十二年四月二十六日

平成二十二年四月二十六日発行

発行所 岐 阜 県 庁
発行者 岐阜市数田南一丁目一番一号

編集

各務原市テクノプラザ
ー
ブイ・アール・テクノセンター